

## 塚ロスイミング 会員会則

塚ロスイミングスクールへご入会頂きました方への手続きをご案内します。

以下の内容をご確認いただき各種お手続き頂けますようお願い申し上げます。

またご入会頂いたあと、ご不明なことなどありましたら、いつでもお気軽にお尋ねください。

1. 料金・クラスと時間のご案内
2. 料金お支払い・口座振替手続きのご案内
3. 年間のスクールカレンダーのご案内
4. 各種届け(振替・休会・コース変更・退会等)のご案内
5. 警報発令時について
6. 現在のお子様の級と連絡帳のご案内
7. 帽子の名前の記入場所とワッペン
8. 会員会則

### 1. 料金・クラスと時間のご案内

お渡しさせて頂く当スクールの案内リーフレット、もしくはホームページでお子様のクラスと時間、月会費などをご確認いただけます。はじめてのクラスがどの曜日のどの時間からはじまるか、ご確認下さい。

### 2. 料金お支払い・口座振替手続きのご案内

当スクールの会費のお支払いはすべて**銀行の口座振替**にてお願いしております。

口座振替用紙に必要事項をご記入後、最寄りの金融機関へご提出下さい。

(ゆうちょ銀行、ネット銀行は取扱ございません。)

・預金口座振替依頼書

※下記の記入例を参考にご記入下さい

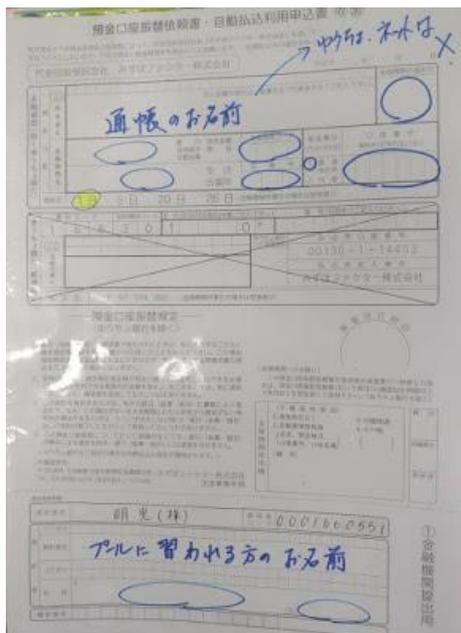
※入会金・年会費・初月度会費が初回引き落とし金額となります。

①フロントへのご入会手続き後**1週間以内**に各銀行へのお手続きをお願いします。

② 銀行でお手続き終了後、依頼書の2枚目の**「貴社控え」を必ず当スクールへご提出下さい。**

※銀行へお手続き頂き、当スクールへご提出後およそ1ヶ月で口座振替が可能となります。

●預金口座振替依頼書



3. 年間のスクールカレンダーのご案内

当スクールの年間カレンダーでは休館日や進級テスト、授業参観などの予定をご確認いただけます。



スクール年間カレンダー

カレンダーではグレーが休館日、黄色が進級テスト日(7級～1級の方は2ヶ月に1回(奇数月)がテストとなります。)、水色が授業参観日、赤のアンダーバーが当月扱いとなる注意日となります。  
 ※当月扱いとなる注意日とは、祝日などの関係で日数が少ない月でも、毎月 to 一定の練習回数を確保するために設定させていただいているものとなります。

4. 各種届け(振替・休会・コース変更・退会等)のご案内

「振替申し込み」: 欠席分のお曜日での「振替授業」を受けることができます。

※週 1 回の会員は当該月度のうち 2 回、週 2 回の会員は 3 回

※振替定員数を設けているため、曜日・コースによりご希望に添えない場合もあります。

※振替は Web マイページからお申込みとなります。

※電話でのお申込みはできません。

※振替期間は 3 ヶ月となります(スクールカレンダーの月度内)。

例: 9/6→9 月～11 月度末までにお取りできます。

※テストを欠席された場合は、1. テスト期間の振替曜日で再テスト 2. テスト期間に振替できない場合は4回目のレッスンのときに再テストします。

「**コース変更届**」: 曜日及び時間帯の変更を希望される場合は、手数料(400 円)を添えて、コース変更を希望される月の前月の 10 日までに受付にて手続きを行ってください。

「**休会届**」: 1 ヶ月単位で欠席される場合は、手数料(1 ヶ月 1,200 円)を添えて休会される月の 10 日までに受付にて手続きをしてください。休会月の月謝は会員様の振替口座に月末にご返金いたします。

「**退会届**」: 退会希望の場合は受付にて所定の用紙に記入捺印の上、退会したい月の 10 日までに届けてください。(会員証をご返却下さい。)

※会員は退会と同時に塚ロスイミングスクールから与えられた全ての権利(出席振替残数など)は喪失します。

## 5. 警報発令時について

警報による休講の場合でも、通常通りの振替回数・振替期間となります。規定回数を超えるお振替やご返金等には対応いたしかねますので、ご理解ご了承のほどお願いいたします。

警報が発令されたときのご案内と対応については **Web** で行います。

**対象**: 大雨・暴風・暴風雪・洪水 警報 / 暴風、大雨、暴風雪特別警報

**地域**: 尼崎市のみ

**スクールの有無**: 上記の地域のみ発令の場合は休講となります。

午前9時現在・・・午前の部休講

午前12時現在・・・午後の部休講

スクールの有無(休講)の確認は、**Web** マイページにてできます

## 6. 現在のお子様の級・進級・連絡帳のご案内

塚ロスイミングスクールではお子様の泳力レベルに応じて級やクラスわけを行い、お子様お一人お一人の目標にあわせ日々のレッスンを通じてレベルアップしてもらえよう取り組んでいます。

各級目標項目と進級の際の合格ポイントをご確認いただけます。

目標項目と達成目標ポイント		
級	目標項目	達成ポイント
20	お祭り(水遊び)	泳がず一人でベンチの上を歩いたり遊べる
19	着つけ	履き替まで3秒 つけられる
	うける(アームヘルパー程)	アームヘルパーをつけて、うける(こむぎら芋に)
	ジャンプ	一人で立ち飛び込みができる
18	かぐる	履き替より早くかぐる
	水中の姿勢	泳いでグー・チャット・ハイ・ローの姿勢を保持される
	着キック 5m	5mまでリズムよく着キックができる
17	着キック 12.5m	12.5m 着泳があるキックができる
	けび 5m	ビート練習して、けびの練習ができる
	着キック 25m	立ち上がりしなるとなるようなキックができる
16	ジャンプ練習 5m	一人でジャンプ練習ができる(アタプク キック)
	ノーブレスロー 7m	手の動かし方をつけて、着泳練習 7m
	クロール 12.5m	着泳なしながら コンビネーション 12.5m
14	クロール 25m	フォーム良く、リズムよく コンビネーション 25m
	着泳キック 12.5m (ヘルパーあり)	ヘルパーをつけてキック 12.5m
	着泳キック 25m (ヘルパーなし)	上肢を腕を伸ばし、のびのびとなるようなキックができる
13	着泳 12.5m	履き替より着泳、リズムよく コンビネーション 12.5m
	着泳 25m	フォームよく、リズムよく コンビネーション 25m
	バタフライキック 25m	ウチウチの着泳キックがリズムよくできて 着泳がある
11	バタフライ 12.5m	着泳なしながら コンビネーション 12.5m
	バタフライ 25m	フォームよく、リズムよく コンビネーション 25m
	着泳キック 25m	足踏をしっかりと直し、伸びのあるキックができる
8	着泳 25m	フォームよく、リズムよく コンビネーション 25m
	クロール 25m (タイム)	25m 着泳タイムをクリア
	50m (ターン)	クイックターンの練習
6	着泳 25m (タイム)	25m 着泳タイムをクリア
	50m (ターン)	オープンターンの練習
	バタフライ 25m (タイム)	25m 着泳タイムをクリア
5	50m (ターン)	着泳キックターンの練習
	着泳 25m (タイム)	25m 着泳タイムをクリア
	50m (ターン)	着泳キックターンの練習
3	着泳 50m	2着泳タイムをクリア
	着泳 50m	2着泳タイムをクリア
	着泳 50m	2着泳タイムをクリア
1	着泳 100m	100m 200m 着泳タイムをクリア

またお子様の状況を親御様とのしっかりと共有できるように、普段のコミュニケーションの他「連絡帳」も活用しています。進級テストのときに、気になることなどお気軽にコメントを入れて提出いただき、コーチからはお子様の状況をコメントして翌月の1回目のレッスン日にお返しさせていただきます。

### 7. 帽子の名前の記入場所とワッペン

お子様のスクールキャップには下記の図のような位置で級のワッペン、お名前をお願いします。



### 8. 会員会則

当スクールの会員会則をご確認いただき、ご同意頂きます。

## 会員会則

### 第1条【名称及び目的】

本スクールは塚ロスイミングスクールと称し、施設の利用を通じて会員の体力向上、健康維持に努め、会員相互の親睦を計り健全な社交の場として生活の質の向上を目指すことを目的とします。

### 第2条【入会資格及び手続き】

本スクールの目的に賛同される方で、所定の入会手続きを終了した方は会員証を受領することにより本スクールの会員となります。但し、暴力団等の反社会的勢力に関わる方、刺青のある方、伝染病、皮膚病、精神病等の疾患、医師により運動等が不適切と指導されている方は入会資格がありません。

### 第3条【会員資格の種類】

本スクールの会員資格は、こども、成人、大人など年齢、能力、その利用範囲においてに区分されます。但し、必要に応じ新規に会員の種類を設定し又は廃止することがあります。

### 第4条【会員の義務】

会員は会員資格の種類毎に定められた入会金を所定の申込方法により、入会手続きを行っていただきます。入会金・年会費・月会費は会員資格の喪失その他いかなる事由によっても返還されることはありません。一旦納入された会費についても返還されません。

会員は氏名・住所・連絡先・会費引き落とし口座その他入会申込書類記載事項に変更があった場合は、速やかにその旨届出るものとします。

### 第5条【月会費の滞納等の処置】

月会費の滞納等 月会費が会員様の帰責により口座から引落としができなかった場合には、手数料550円をお支払いいただくものとします。月会費を2か月以上滞納した会員様は、会員資格を停止または喪失するものとします。その場合、未納分の会費はお支払いいただきます。また、事前に支払猶予の了承手続をとる場合の他、正当な理由がなくその納入を怠った場合は水泳の指導を停止され同時に会員の資格を失うものとします。

### 第6条【除名】

会員が次の各号に該当するときは、無条件で除名され直ちに会員資格を失うものとします。

- 1) 会則、施設利用約款、その他施設利用に関する規則等に違背したとき
- 2) 本スクールの名誉若しくは信用を傷つける行為をしたとき
- 3) 本スクールの請求する諸料金に関し、支払い拒否の申し出があったとき  
ただし、在籍中の未払い分に関してはこれを請求するものとする
- 4) 諸費用(月会費など)の支払いを連続して2ヶ月怠ったとき

### 第7条【未成年会員】

未成年の入会手続きはその親権者が行うものとします。この場合親権者は自ら会員となった場合と

同様、本人の行為について責任を負い、会則、施設利用約款等に定める本人の義務の履行の責に任ずるものとします。

## 第 8 条【会則の改定】

本会則は、必要の都度、施設内に公示することにより改定することができます。

## 第 9 条【禁止事項】

会員は、本スクール内および近隣地域にて次の行為をしてはいけません。

- 1) 他の会員を含む第三者やスタッフ、本スクールを誹謗、中傷すること。
- 2) 大声・奇声をする、威嚇行為、迷惑行為、暴力行為。
- 3) 本スクール内の秩序を乱す行為。
- 4) 更衣室のカギ等、紛失・故障した場合は修理代として 2,000 円以上の料金をお支払いいただきます。

## 第 10 条【損害賠償責任免責】

- 1) 会員が本スクールの諸施設の利用中、会員自身が受けた損害に対して、本スクールは、本スクールに故意または過失がある場合を除き、当該損害に対する責を負いません。
- 2) 会員同士の間で生じた係争やトラブルについても、本スクールは、本スクールに故意または重大な過失がある場合を除き、一切関与いたしません。

## 第 11 条【紛争の解決】

本施設の利用に際し生じた入場者間同士の争議の解決は当事者の話し合いにより円満解決を図るものとし、いかなる場合にも施設の所有者、占領者はその責任を負わないものとします。

## 第 12 条【退会・休会・コース変更】

- 1) 会員は、自己都合により退会するときは、本スクールが定めた期日までに、本スクール所定の書面により手続きを完了していただく必要があります。本スクールは、退会手続きが完了するまで、諸費用を請求する権利を有します。  
休会・コース変更は本スクール所定の書面に手続きを行い、休会費・コース変更費を納めていただきます。
- 2) 会員は退会と同時に塚ロスイミングスクールから与えられた全ての権利(出席振替残数など)は喪失します。

## 第 13 条【施設の一時的閉鎖・一時的休業】

次の各号に該当するとき、本スクールは、諸施設の全部または一部の閉鎖、もしくは休業をすることができます。予定されている場合は、原則として 1 ヶ月前までに会員に対しその旨を告知します。この場合、当該閉鎖や休業の原因、理由、期間などにより、法令の定めまたは本スクールが認める場合を除き、会員の会費支払義務が軽減、免除されることはありません。

- 1) 気象災害、その他外因的事由により、その災害が会員に及ぶと判断したとき。

- 2) 施設の増改築、修繕または点検によりやむを得ないとき。
- 3) 定期休業等による場合。
- 4) その他、法令等に基づく関係官庁からの指導による場合などの重大な事由によりやむを得ないと会社が判断したとき。

#### **第 14 条【利用の禁止・制限】**

次の各号に該当するときは、施設利用を禁止します。

- 1) 暴力団関係者や刺青、タトゥーがあることが判明した場合。
- 2) 一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有することが判明した場合。
- 3) 過去に本スクールより除名の通告を受けていたことが判明した場合。なお、除名された方の原因が改善される等の場合で、本スクールが検討した結果、施設利用を認めることがあります。
- 4) その他、正常な施設利用ができないと本スクールが判断したとき。
- 5) 入会申込について親権者の同意が得られていない未成年である会員（但し、本スクールが特に認めた場合を除きます）
- 6) 飲酒等により、正常な施設利用ができないと本スクールが判断したとき。
- 7) 集団感染するおそれのある疾病を有することが判明したとき。
- 8) 医師から運動、入浴等を禁じられていることが判明したとき。

#### **第 15 条【駐車場・隣のコインパーキング】**

- 1) 駐車場の台数が少ない為、レッスン終了後にはご移動願います。
- 2) 隣のコインパーキングとは提携していないのでご注意ください。  
Uターンやバーが上がらないように停車するのは、ご遠慮ください。

#### **第 16 条【やむを得ない事由による休講時の振替】**

気象警報等、やむを得ない事由による休講の場合でも、通常通りの振替回数・振替期間となります。規定回数を超えるお振替やご返金等には対応いたしかねます。